

## 【議題4】会費細則変更【第3号議案】

報告、審議・決議すべきこと：

会費細則（規程 No. : SICE-細-管-003）（2019年2月19日改正）変更案についての決議。

事由（報告、審議・決議が必要な理由）：

会費細則第7条の定めにより、この細則の改廃は理事会及び社員総会の議決を必要とするため。

添付資料：

- ・会費細則変更案
- ・会費細則（現行）

以上

## 【議題 4 資料 a】

会費細則変更 (案)

会費細則の第 2 条には、正会員や賛助会員に対する会費の他に、会員のこれまでの永年の貢献に対する謝意や、若手のこれからのご活躍に期待を込める形で各種の会費（年額）を規定している。一方で、生活に困窮している会員について活動の機会を維持する上で一助となりうる会費負担の免除や軽減については言及がなく、規定として不足している面が存在する。

そこで、生活に困窮している会員について活動の機会を維持する観点で、公的扶助の支給を受けていることを示すエビデンスの提示があった場合、第 2 条の規定にかかわらず会費の一部の免除を議決することができるよう、第 5 条第 4 項として新たに定めることを提案する。また、従前の第 4 項「会費の減免及び還元は重ねて受けることはできない。」については、この項の挿入により第 5 項と改番することを提案する。

なお、現に適用を要する状態にある会員がおり、この会員に対して、本改正を遡って適用し、エビデンスを示された期間の会費を免除することも併せて提案する。

箇所	現行	変更案
(会費の減免) 第 5 条	なし	(追加) 4 理事会は、個人会員より自身の生活が困窮し、公的扶助の支給を受けていることを示すエビデンスの提示と会費免除申請があった場合、第 2 条の規定にかかわらず会費の一部の免除を議決することができる。
(会費の減免) 第 5 条	4 会費の減免及び還元は重ねて受けることはできない。	5 会費の減免及び還元は重ねて受けることはできない。

以上

## 【議題 4 資料 b】

公益社団法人計測自動制御学会  
会費細則

## 制定・改正・廃止等履歴

年月日	制改廃	版	機関	事由
2010年8月6日	制定	v1.0	理事会	公益社団法人移行認定申請に伴い制定
2014年4月10日	改正	v1.1	理事会	規程番号錯誤訂正
2015年2月20日	改正	v2.0	社員総会	定款変更に伴う改正
2019年2月19日	改正	v2.1	社員総会	会費の一括納付に関する改正

## (目的)

第1条 この細則は、定款第7条に基づき、会費の納入に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (会費)

第2条 会員は、次の会費（年額）を納入しなければならない。

正会員	11,000 円
名誉会員	免除
永年会員	免除
学生会員	5,500 円
賛助会員（年額 1 口 80,000 円）	1 口以上
准会員	准会員規程による

2 理事会の承認により、限定された対象及び期間につき、特別会費を定めることができる。

## (会費の納入時期)

第3条 会員は、毎事業年度開始前までに会費年額の全額を納入しなければならない。

## (途中入会の会費及び納期)

第4条 事業年度の途中で入会した会員の当該事業年度の会費は、入会希望月により月割りで計算した額を納入することができる。

2 前項の規定にかかわらず、賛助会員においては、入会承認月が上半期（1月から6月まで）の場合は年額の全額とし、下半期（7月から12月まで）の場合は年額の半額とする。

3 新たに会員になろうとするものは、入会申込時に第1項で定める会費の全額を納入しなければならない。

## (会費の減免)

第5条 理事会は、次に該当する個人会員については、第2条の規定にかかわらず、会員からの申請があった場合、会費の一部の免除を議決することができる。

- (1) 正会員として10年以上の会員歴がある
- (2) 年齢が満60歳以上である
- (3) 常勤職から引退している

- (4) 申請時までの会費が完納になっている
- 2 理事会は、賛助会員について、第 2 条の規定にかかわらず、別に定める賛助会員細則にしたがい賛助会員の入会申込時に申請があった場合、会費の一部の免除を議決することができる。
- 3 理事会は、関連学術団体との交流協定等により会費の減免の定めがある等の場合は、会員からの申し出により会費の一部の免除または還元を議決することができる。
- 4 会費の減免及び還元は重ねて受けることはできない。

(会費の一括納付)

第 6 条 次に該当する個人会員については、第 2 条の規定にかかわらず、会員からの申請があった場合、翌年以降の 10 年分の正会員費を一括納入することで、生涯にわたり正会員としてのサービスを受けることができる。

- (1) 正会員として 10 年以上の会員歴がある
- (2) 年齢が満 60 歳以上である
- (3) 常勤職から引退している
- (4) 申請時までの会費が完納になっている

(細則の改廃)

第 7 条 この細則の改廃は理事会及び社員総会の議決を経るものとする。

附 則

- 1 本細則は、2010 年(平成 22 年)8 月 6 日に特例民法法人(社団法人)計測自動制御学会の理事会で制定され、同日の 2010 年臨時総会で承認されるが、公益社団法人計測自動制御学会の登記設立をもって施行される。
- 2 本細則 版 v1.1 は、2014 年(平成 26 年)4 月 10 日から施行する。
- 3 本細則 版 v2.0 は、2015 年(平成 27 年)2 月 20 日から施行する。
- 4 本細則 版 v2.1 は、2019 年(平成 31 年)2 月 19 日から施行する。